資料１

男女がともに活躍できる社会へ
内閣府
男女共同
参画局

司法・行政分野における女性の参画拡大について

令和３年12月３日
内閣府男女共同参画局

政策・方針決定過程への女性の参画拡大
司法分野の状況

司法分野における女性の割合の推移

○ 検察官(検事)、裁判官、弁護士に占める女性の割合は、いずれも上昇。司法試験合格者に占める女性の割合は、近年概ね2～3割で推移。

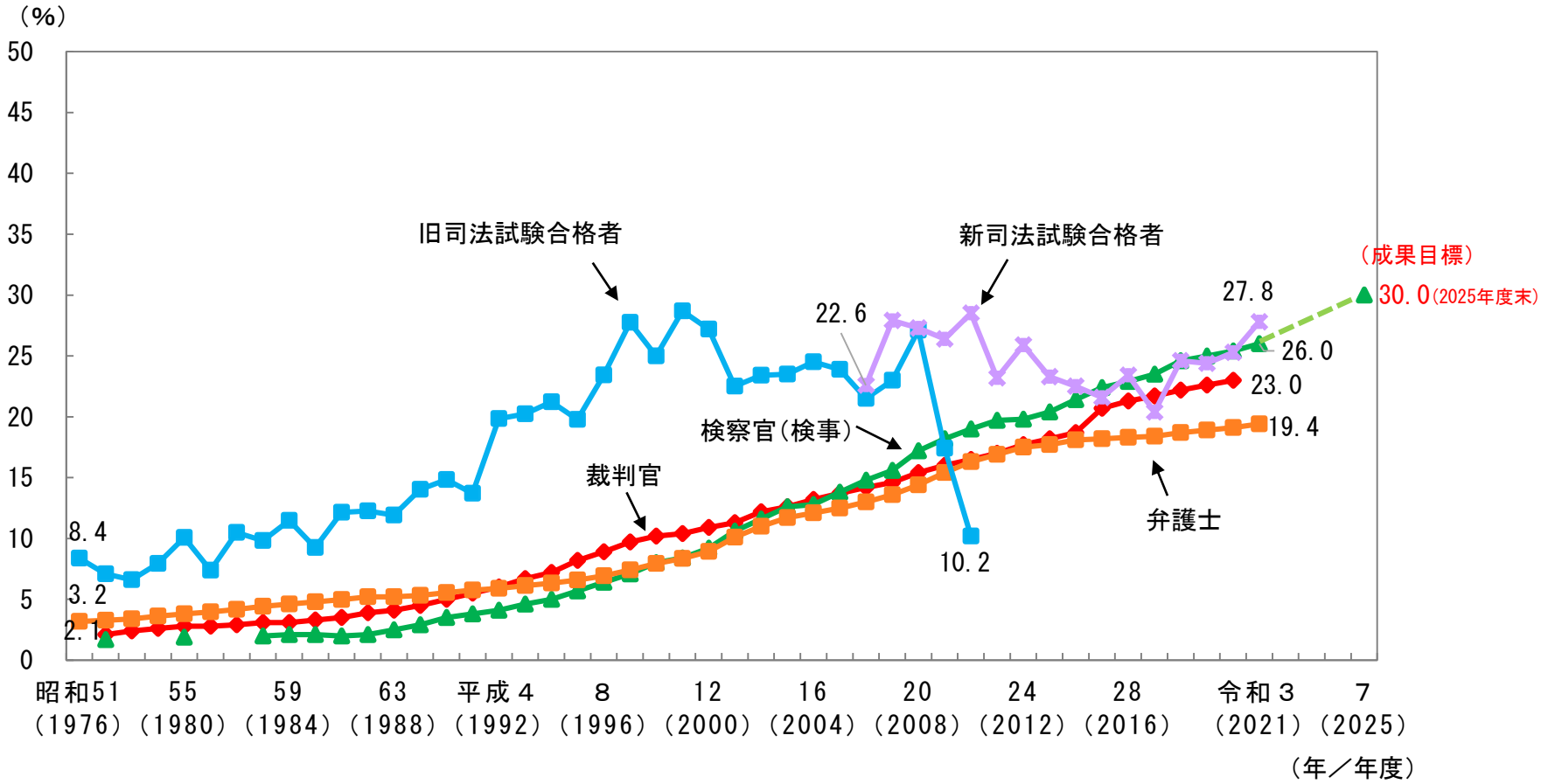

（備考）１．裁判官については最高裁判所資料より作成。
２．弁護士については日本弁護士連合会事務局資料より作成。
３．検察官（検事），司法試験合格者については法務省資料より作成。
４．裁判官は平成26年までは各年４月現在，平成27年以降は各年12月現在，
検察官（検事）は各年３月31日現在。弁護士は年により異なる。
司法試験合格者は各年度の値。

司法分野における女性の参画状況

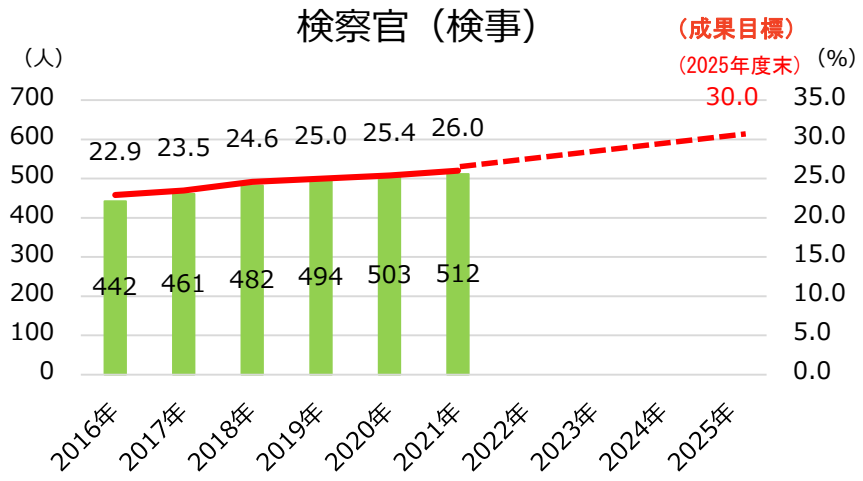

（備考）法務省調べ。各年３月31日現在。

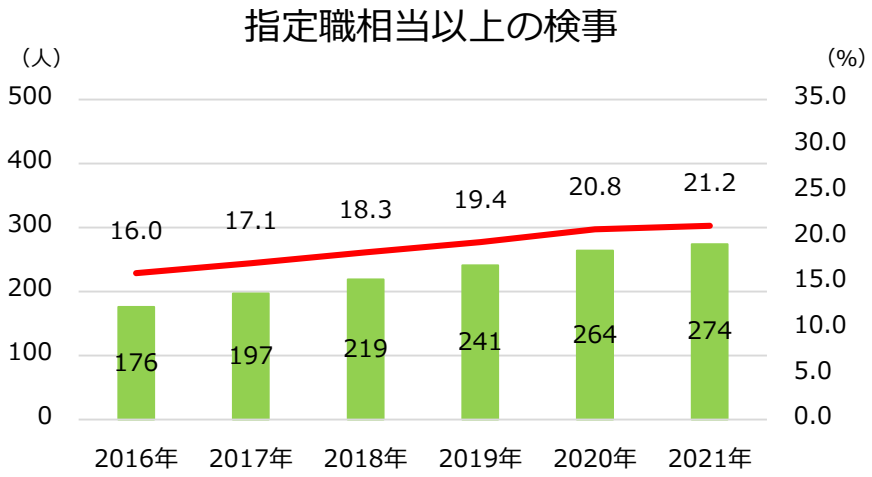

（備考）１．法務省調べ。各年７月１日現在。
２．指定職相当以上の検事とは、一般国家公務員における指定職俸給表適用者に準じた取扱いを受ける検事を示す。

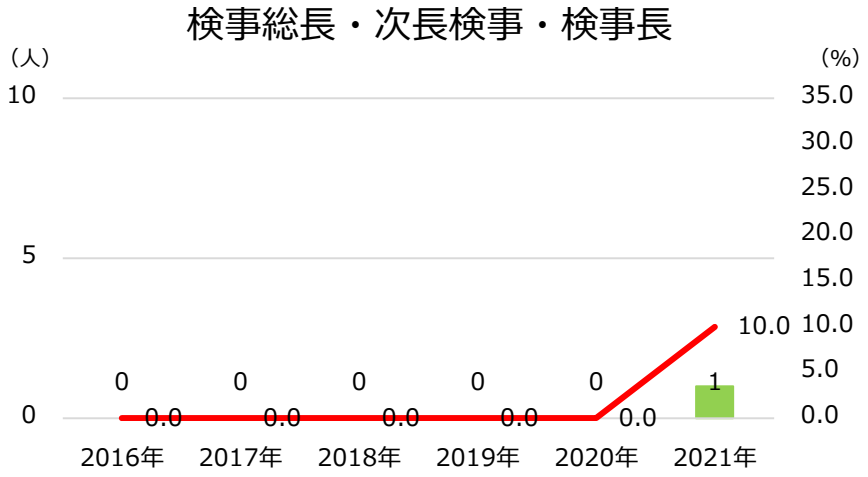

（備考）法務省調べ。各年７月１日現在。ただし、2021年は11月現在（内閣府調べ）。
※　2021年７月16日、初の女性検事長が就任（広島高等検察庁）。

司法分野における女性の参画状況

裁判官

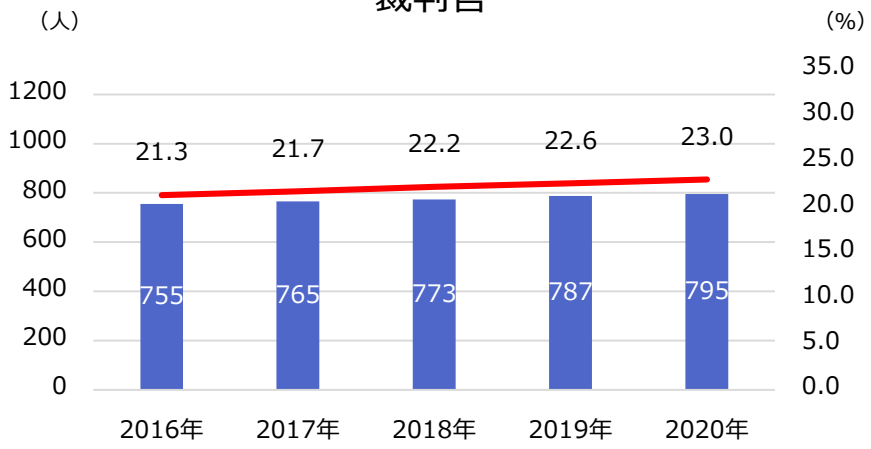

（備考）最高裁判所調べ。各年12月現在。

指定職相当以上の判事

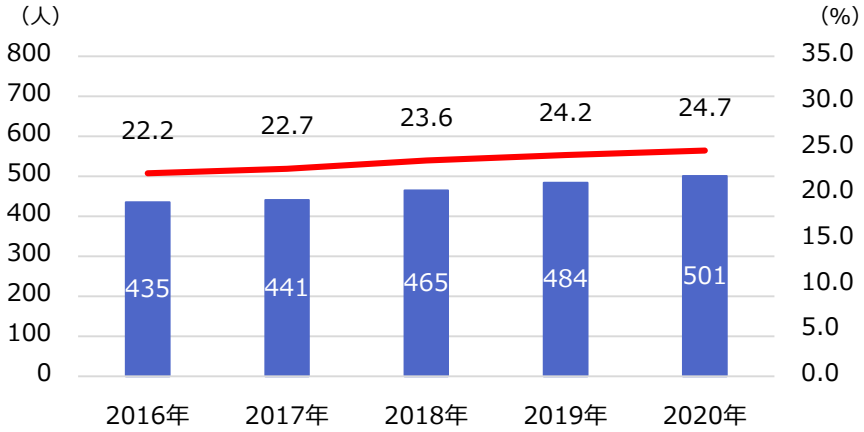

（備考）１．最高裁判所調べ。各年12月現在。
２．指定職相当以上の判事とは、一般職国家公務員における指定職俸給表適用者に準じた取扱いを受ける判事を示す。

最高裁判所長官・最高裁判所判事・高等裁判所長官

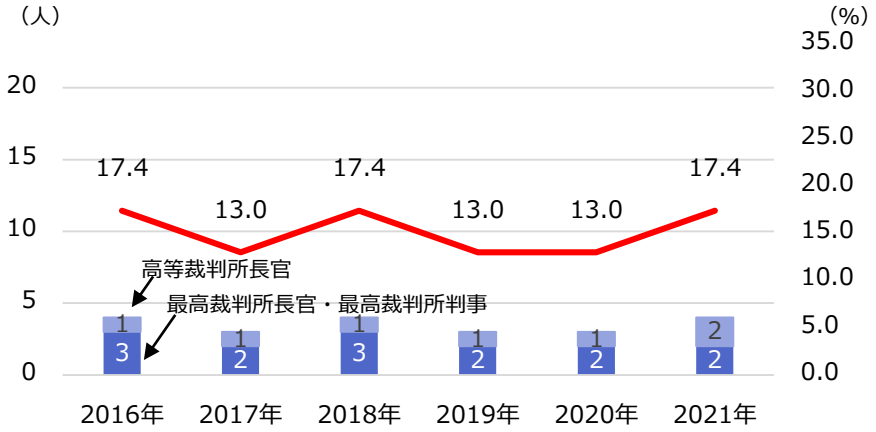

（備考）最高裁判所調べ。各年12月現在。ただし、2021年は11月現在（内閣府調べ）。
※　2021年11月現在、最高裁判所裁判官15人中、女性は２人（13.3%）。
最高裁判所裁判官は、戦後187人が任命され、うち女性は８人（4.3%）。
※　2021年11月現在、高等裁判所長官８人中、女性は２人（25.0%）。

司法分野における女性の参画状況

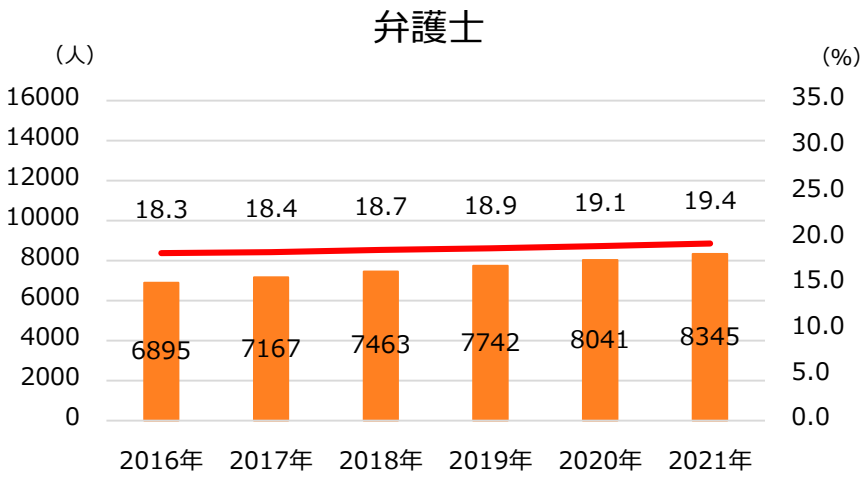

（備考）日本弁護士連合会調べ。各年９月30日現在。

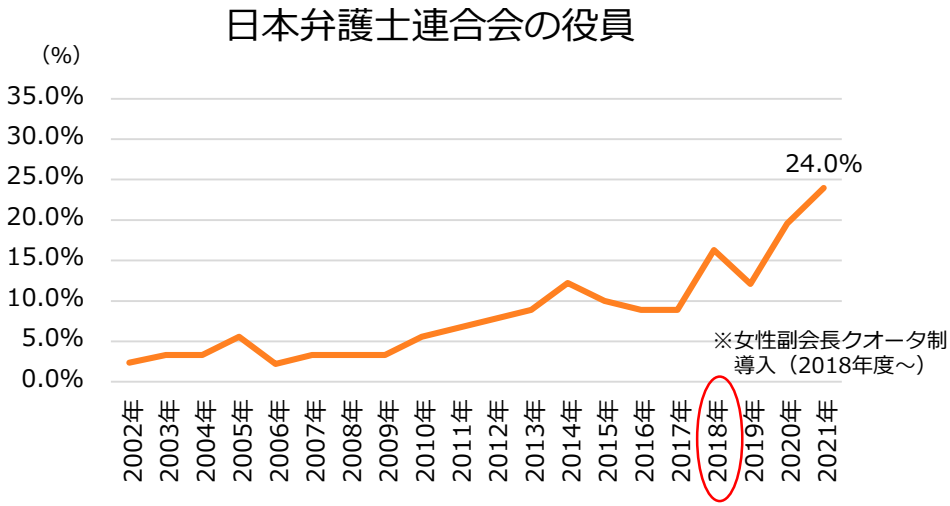

（備考）日本弁護士連合会調べ。
※　2021年10月現在、日本弁護士連合会の役員96人中、女性は23人（24.0%）。
※　女性副会長クオータ制は、副会長15人のうち２人以上は女性が選任されなければならないとするもの。

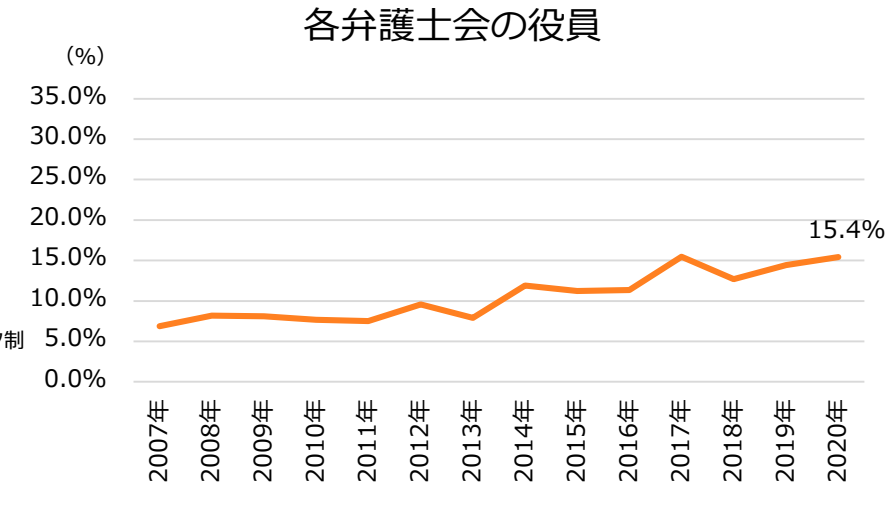

（備考）日本弁護士連合会調べ。
※　2020年10月現在、各弁護士会（52会）の役員428人中、女性は66人（15.4%）。

諸外国における裁判所裁判官に占める女性割合

○我が国の最高裁判所裁判官に占める女性割合は13.3%（15人中２人／2021年11月現在）であり、諸外国と比べて低い。

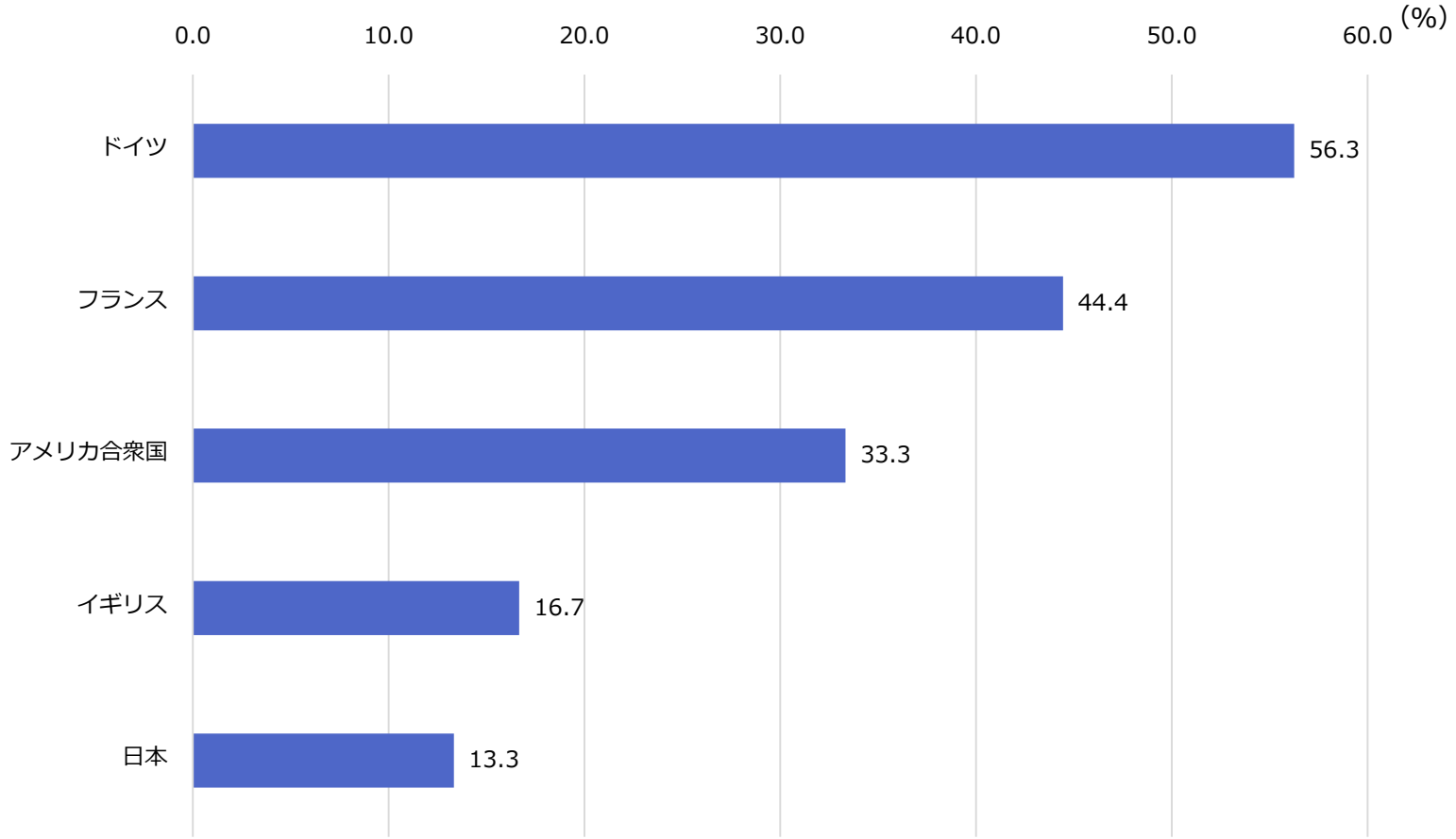

（備考）１．各国裁判所HPより内閣府男女共同参画局作成。2021年11月時点。
２．ドイツは連邦憲法裁判所、フランスは憲法院、アメリカ合衆国は連邦最高裁判所、イギリスは連合王国最高裁判所、日本は最高裁判所。

政策・方針決定過程への女性の参画拡大
行政分野の状況

国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合の推移

○国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合は上昇傾向にあるが、総合職試験及び技術系区分からの採用者に占める女性の割合は、5次計画の成果目標を達成していない。

	項目	成果目標（期限）
2次計画（2005～2010）	Ⅰ種事務系	30％程度（2010年度頃）
	その他	できる限りその割合を高める（2010年度頃）
3次計画（2010~2015）	全体	30％程度（2015年度末）
	Ⅰ種事務系	30%程度
4次計画（2015~2020）	全体	30％以上（毎年度）
	総合職	30％以上（毎年度）

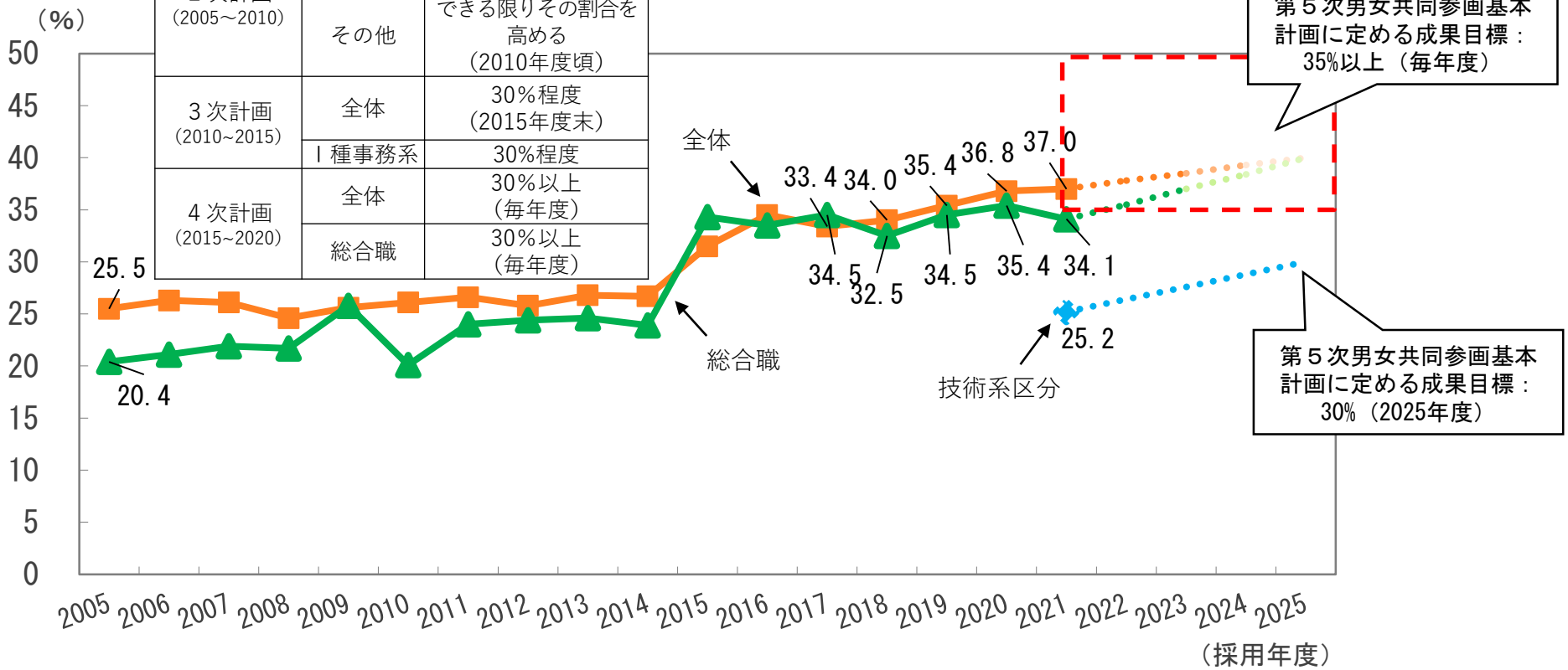

成果目標（第５次男女共同参画基本計画）

・国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合：35％以上（毎年度）
・国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合：35％以上（毎年度）
・国家公務員採用試験（技術系区分）からの採用者に占める女性の割合：30%（2025年度）

（備考）１．内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の採用状況のフォローアップ」より作成。
２．「総合職」とは、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験及び大卒程度試験）をいう。

国家公務員の女性登用状況

◯国家公務員の各役職段階に占める女性の割合は上昇しているが、5次計画の成果目標を達成していない。
2021年は指定職相当に占める女性の割合が低下。5次計画の成果目標の達成に向けて更なる努力が必要。

	項目	成果目標（期限）
3次計画（2010~2015）	国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上	10%程度（2015年度末）
	国の本省課室長相当職以上	5%程度（2015年度末）
	指定職相当	3%程度（2015年度末）
4次計画（2015~2020）	係長相当職（本省）	30%（2020年度末）
	地方機関課長・本省課長補佐相当職	12%（2020年度末）
	本省課室長相当職	7%（2020年度末）
	指定職相当	5%（2020年度末）

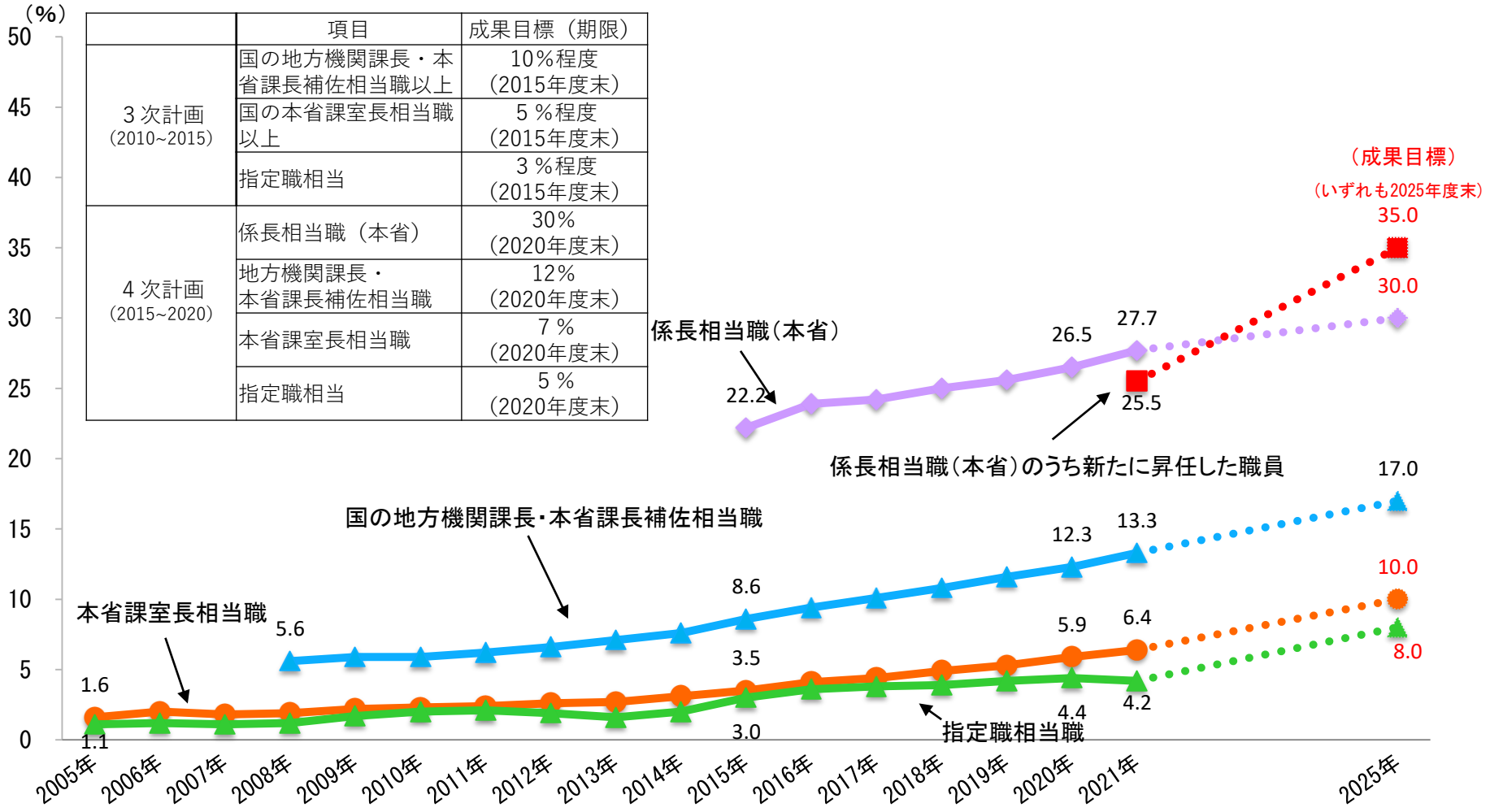

〇各役職段階における女性国家公務員の登用状況（2021年7月）
・本省課室長相当職：6．4%　・国の地方機関課長・本省課長補佐相当職：13．3%　・係長相当職（本省）：27．7%

※1「指定職相当職」とは一般職給与法の指定職俸給表の適用を受ける職員及び防衛省職員給与法に基づき指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省職員を、「本省課室長相当職」とは同法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表（一）5級及び6級相当職の職員を、「係長相当職（本省）」とは同俸給表（一）3級及び4級相当職の本省職員をいう。

※2　2005年から2014年までは各年1月時点。2015年から2021年までは各年7月時点。ただし、2015年について、指定職相当職は2015年11月時点。

（備考）内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より作成。

府省等別女性国家公務員登用状況（2021年７月１日現在）

各役職段階に占める女性の割合

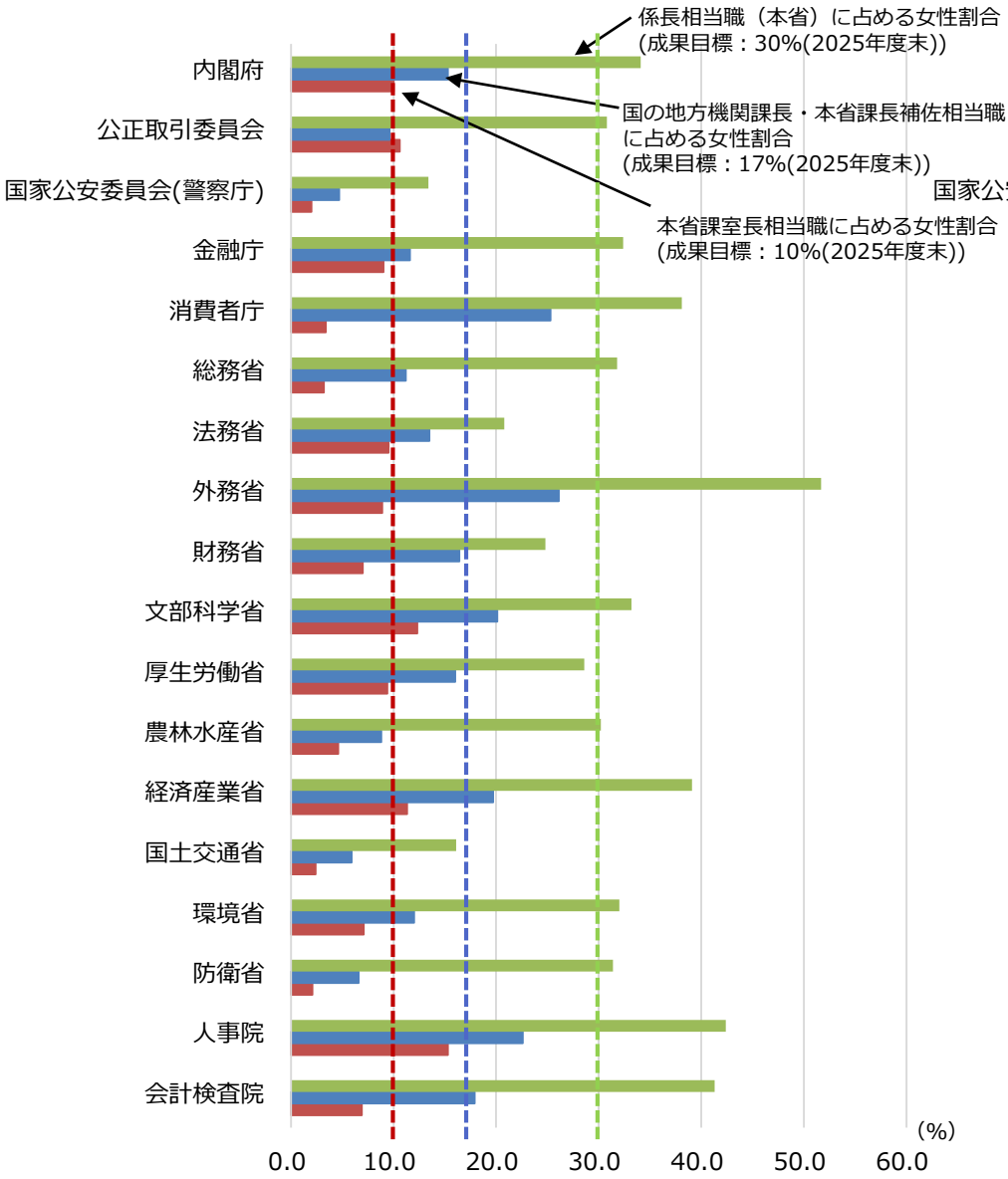

本省課室長相当職（総数、うち女性）

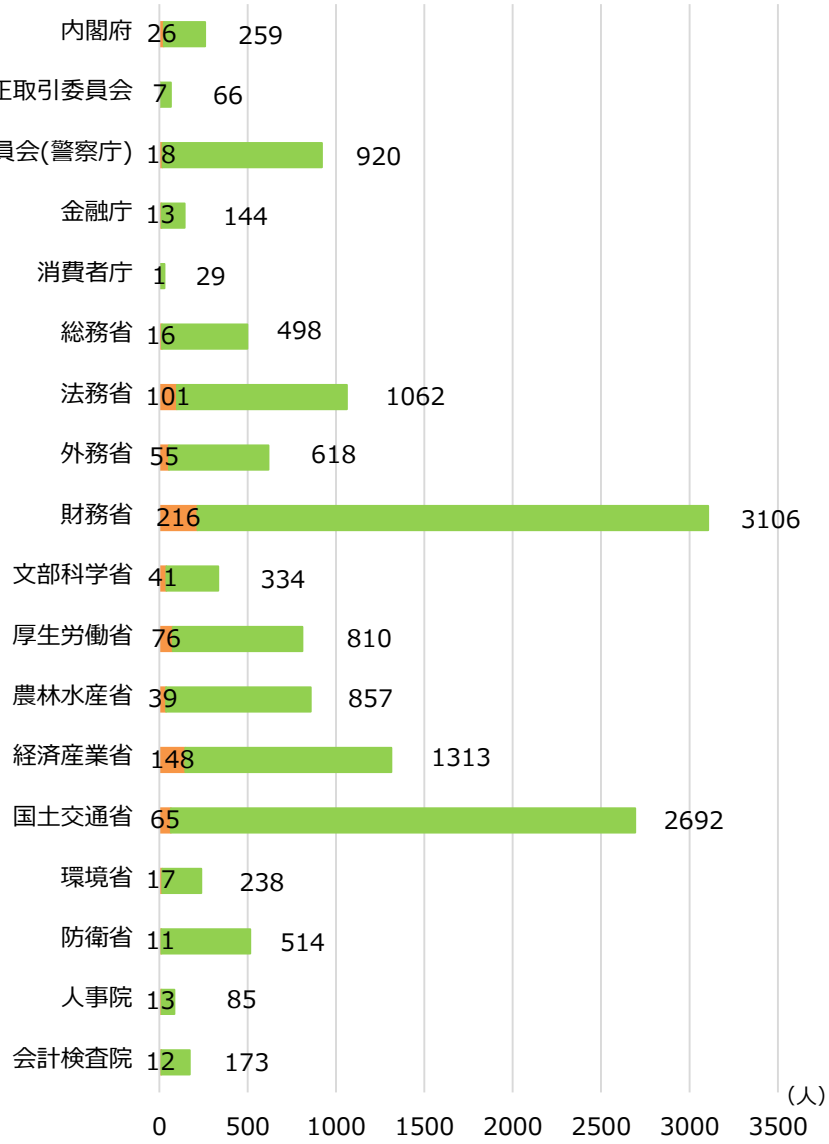

（備考）１．内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」（2021年11月25日公表）より内閣府男女共同参画局作成。
２．2021年において、総合職の採用を実施していない内閣官房、内閣法制局、宮内庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、復興庁を除く。「国家公安委員会」は警察庁を含む。

女性職員が就いている指定職官職

〇2021年7月31日現在、指定職相当に占める女性国家公務員の割合は4.2%（1,063人中45人）。

○女性職員が就いている指定職官職名一覧（2021年７月31日現在）

府省等名	官職名等
内閣官房	内閣審議官（内閣人事局）
	内閣審議官（内閣官房副長官補付） 命：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局セキュリティ推進統括官
	内閣審議官（内閣官房副長官補付） 命：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長 命：内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室次長 併任 内閣府地方創生推進事務局審議官 併任 内閣府地方創生推進室次長
	内閣審議官（内閣官房副長官補付） 命：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官 命：内閣官房オリンピック・パラリンピックレガシー推進室審議官
内閣府	男女共同参画局長 併任 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
	子ども・子育て本部審議官 併任 大臣官房審議官（政策調整担当） 併任 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 命：まち・ひと・しごと創生本部事務局次長 命：一億総活躍推進室次長 命：働き方改革実現推進室次長 命：社会保障改革担当室審議官 命：人生100年時代構想推進室次長
	文部科学省大臣官房付 併任 宇宙開発戦略推進事務局審議官 併任 科学技術・イノベーション推進事務局審議官
	文部科学省大臣官房付 併任 健康・医療戦略推進事務局次長 併任 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 命：内閣官房健康・医療戦略室次長
宮内庁	式部副長（儀式総括）
金融庁	金融国際審議官
消費者庁	消費者庁長官
総務省	自治行政局公務員部長
	公害等調整委員会事務局次長
法務省	出入国在留管理庁長官
	名古屋矯正管区長
外務省	大臣官房儀典長
	大臣官房審議官（国際協力局、経済局担当）
財務省	大臣官房審議官（大臣官房担当）
	国税庁調査査察部長
文部科学省	大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
	大臣官房学習基盤審議官 併任 内閣府子ども・子育て本部審議官
	スポーツ庁次長
厚生労働省	子ども家庭局長
	中央労働委員会事務局長
	大臣官房公文書監理官
	大臣官房審議官（社会、援護、人道調査、福祉連携担当）
	大臣官房審議官（医薬担当）
	大臣官房審議官（子ども家庭、少子化対策、災害対策担当）
	大臣官房年金管理審議官
	大臣官房審議官（労働条件政策、賃金担当）
	労働基準局安全衛生部長
	関東信越厚生局長
農林水産省	農林水産審議官
	農林水産政策研究所長
	水産庁資源管理部審議官
国土交通省	水管理・国土保全局水資源部長
	東北運輸局長
	東京航空局長
環境省	大臣官房審議官（地球環境局等担当）
	大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 併任 大臣官房公文書監理官
	国立水俣病総合研究センター所長 併任 大臣官房審議官（水・大気環境局等担当）
防衛省	大臣官房付 併任 大臣官房審議官
人事院	事務総長
	研究休職(京都大学)
	人事院公務員研修所副所長

（備考）１．内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」（2021年11月25日公表）より内閣府男女共同参画局作成。
２．一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受ける職員及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）に基づき一般職給与法の指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象。

女性国家公務員比率の国際比較

国家公務員における役職段階別の女性割合をみると、どの役職段階でみても日本は諸外国と比べて著しく低くなっている。

※出典：OECD（2021）, Government at a Glance 2021

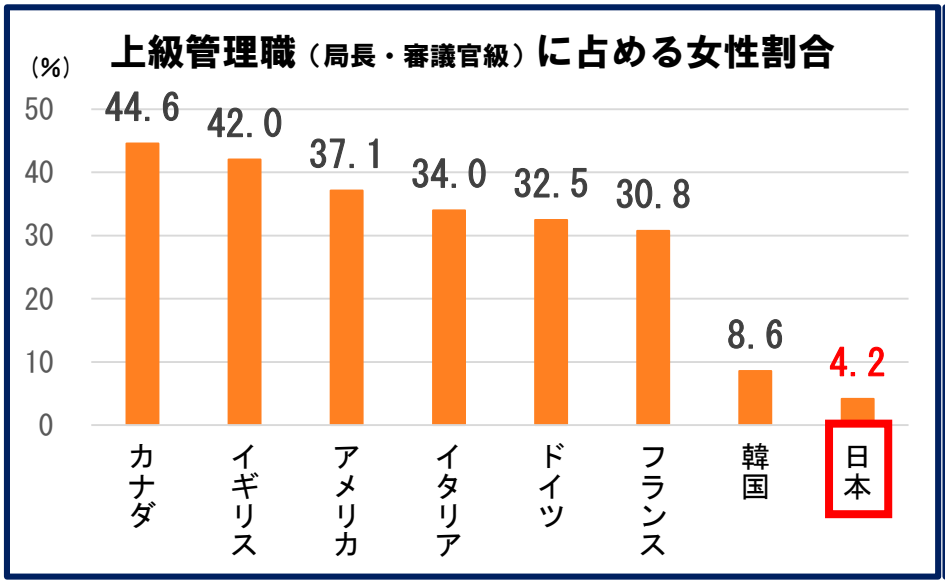

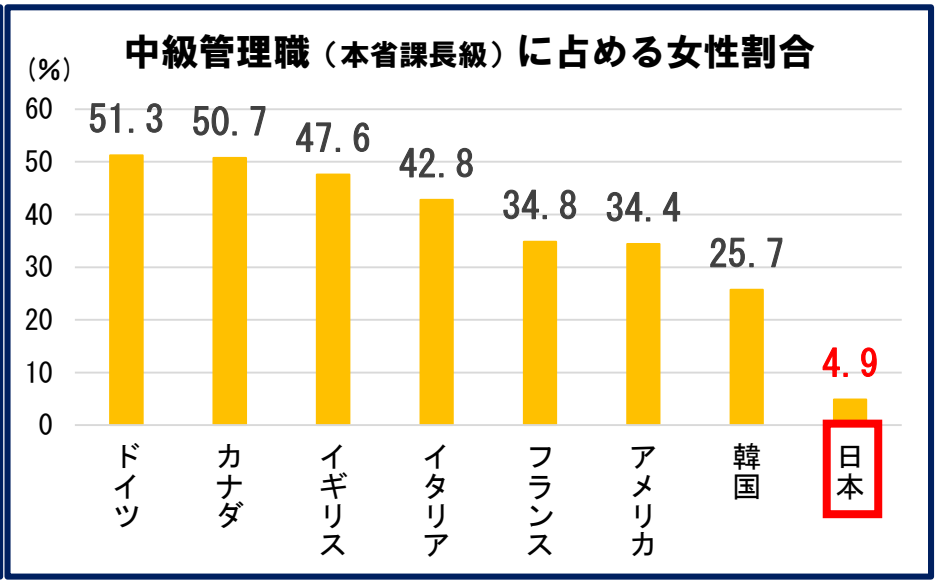

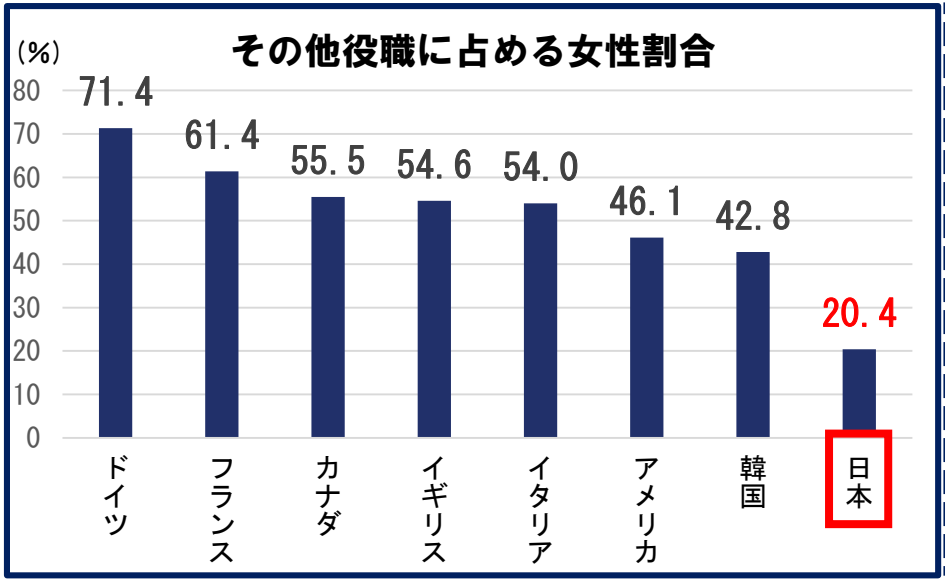

（注）定義（Government at a Glance 2021より）

・各国のデータの出典は、ilostatの労働力調査。
・政府に加えて、公営企業での雇用を含む。
・職業レベルについては、以下の定義に基づき、各国が回答。

【上級管理職】

・大臣・国務長官・次官のすぐ下の役職。政策の解釈や実施を監督する者。
・政策や計画を策定、評価、調整し、部の全体的な活動を評価する者。
※日本の値は、指定職俸給表が適用される者（局長・審議官級）に占める女性割合。

【中級管理職】

・上級管理職のすぐ下の役職。省内の特定の局で、計画、指示、調整を行う者。
※日本の値は、行政職俸給表(一)の８～10級の者（本省課長級）に占める女性割合。

【その他役職】

・上級管理職、中級管理職以外の者。
※日本の値は、一般職国家公務員から指定職、行政職俸給表(一)８～10級の者を除いた者に占める女性割合。

男性の育児休業取得率の推移

○国家公務員の男性の育児休業取得率は、2020年度に大きく上昇し、51.4%となった。

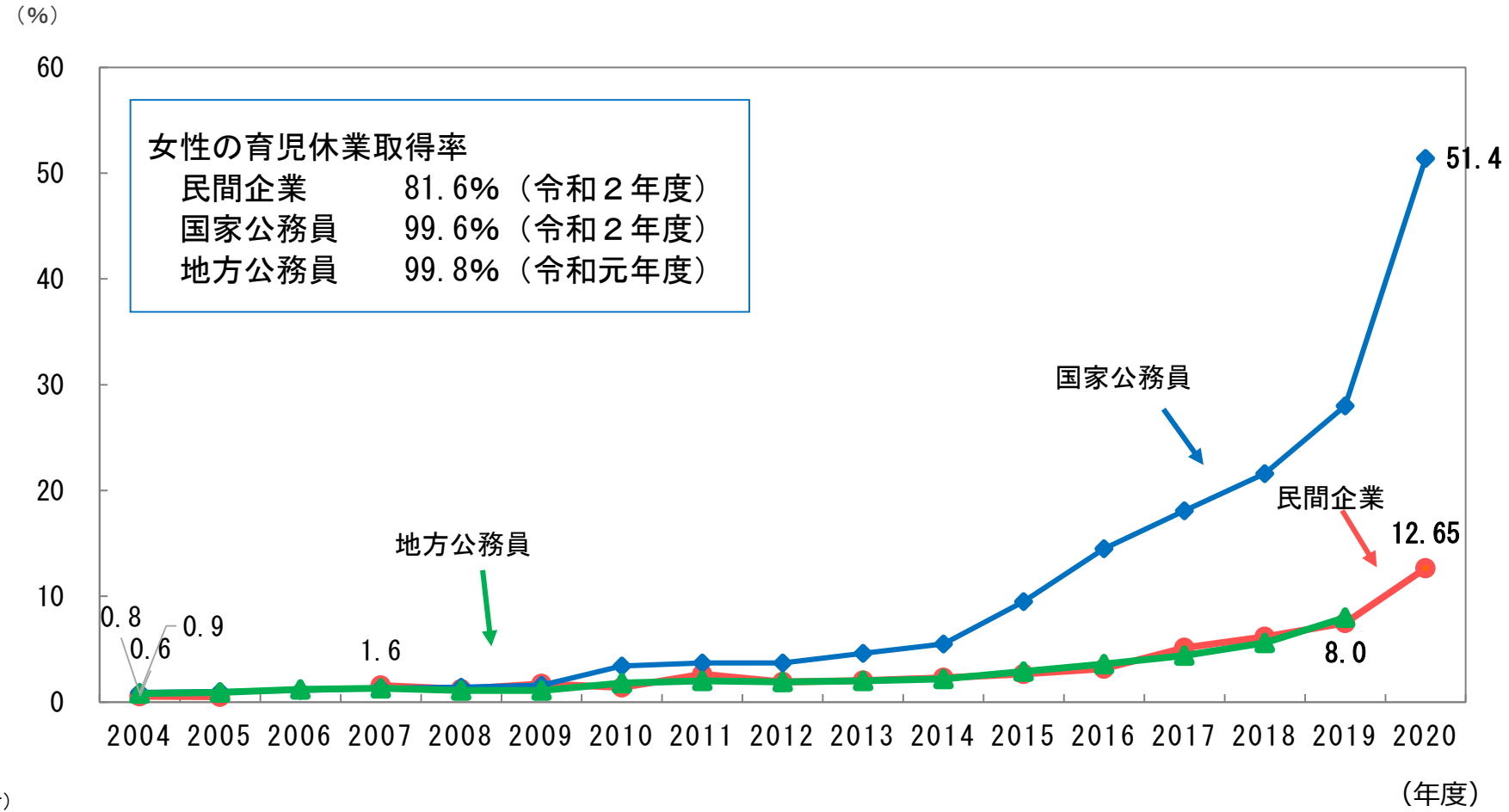

（備考）
1．国家公務員は、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」及び人事院「年次報告書」より作成。
　なお、自衛官など防衛省の特別職国家公務員は含まれていない。
2．地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
3．民間企業は厚生労働省「雇用均等基本調査（女性雇用管理基本調査）」より作成。
4．国家公務員及び地方公務員の育児休業取得率の算出方法は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。

独立行政法人等女性参画状況調査の結果　概要（全体）

○独立行政法人等（計136法人）における2021年４月１日時点の女性の参画状況等について調査を実施。
※調査対象：独立行政法人87，　特殊法人33，　認可法人16

役員に占める女性の割合の推移

・女性役員のいない独立行政法人等は136法人中８法人（5.9%）。
・全独立行政法人等の役員のうち女性は184人（14.7%）。
うち、常勤は52人（6.3%）。

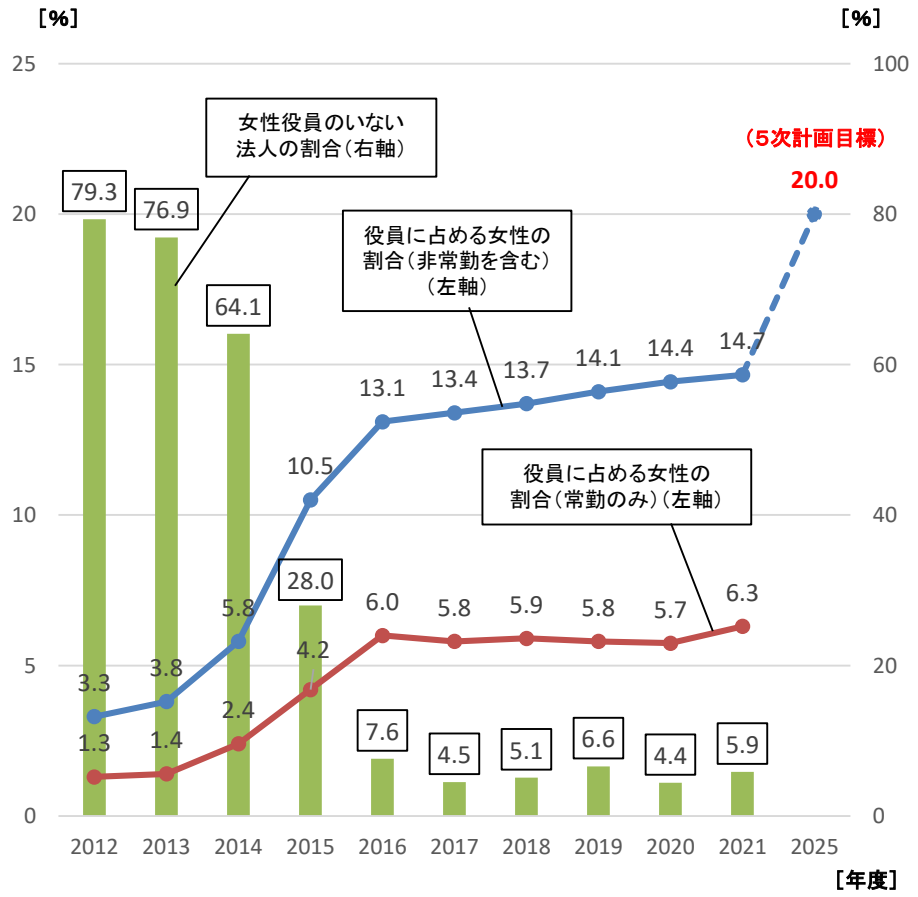

（備考）各年度４月１日時点での数値。

管理職に占める女性の割合の推移

・管理職に占める女性の割合は15.9%。
・なお、看護師を除くと、管理職に占める女性の割合は10.4%。

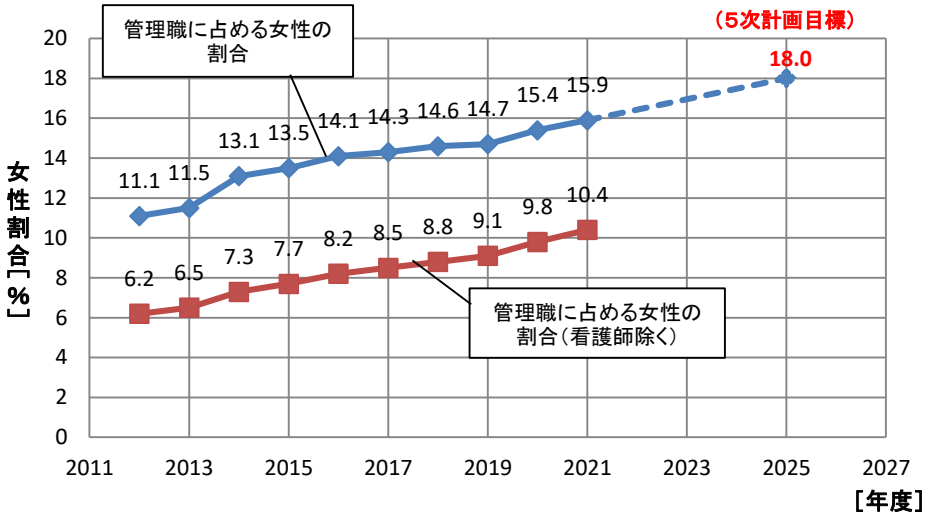

■各法人における管理職に占める女性の割合の分布
・女性管理職のいない独立行政法人等は136法人中10法人（7.4%）。
・５次計画に定める成果目標を上回る法人は32法人（23.5%）。

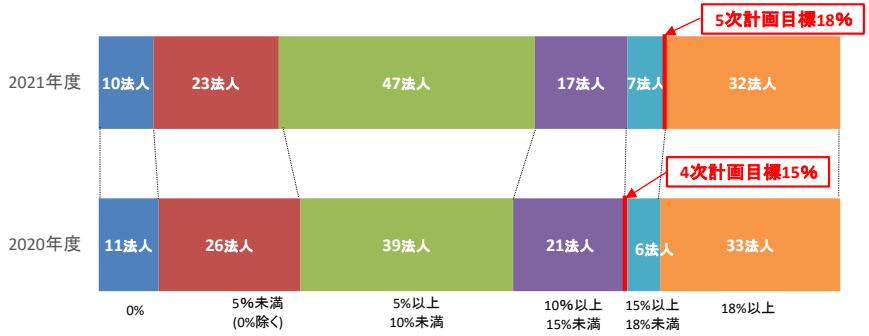

（備考）2020年度調査時点における独立行政法人等の管理職に占める女性の割合に係る成果目標は、第４次男女共同参画基本計画で定めた15%である。

独立行政法人等女性参画状況調査の結果　概要（研究開発法人の研究職員）

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく研究開発法人（36法人）における研究職員について集計。

※　研究開発法人とは、独立行政法人であって、研究開発等、研究開発等であって公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓発及び知識の普及に係る業務を行うもののうち重要なものとして指定されたもの。産業技術総合研究所、農業・食品産業技術総合研究機構、理化学研究所等がある。

研究職員の管理職に占める女性の割合

・研究職員（常勤）の女性管理職がいる研究開発法人は36法人中26法人。
・研究開発法人の研究職員（常勤）の管理職に占める女性の割合は9.0%。

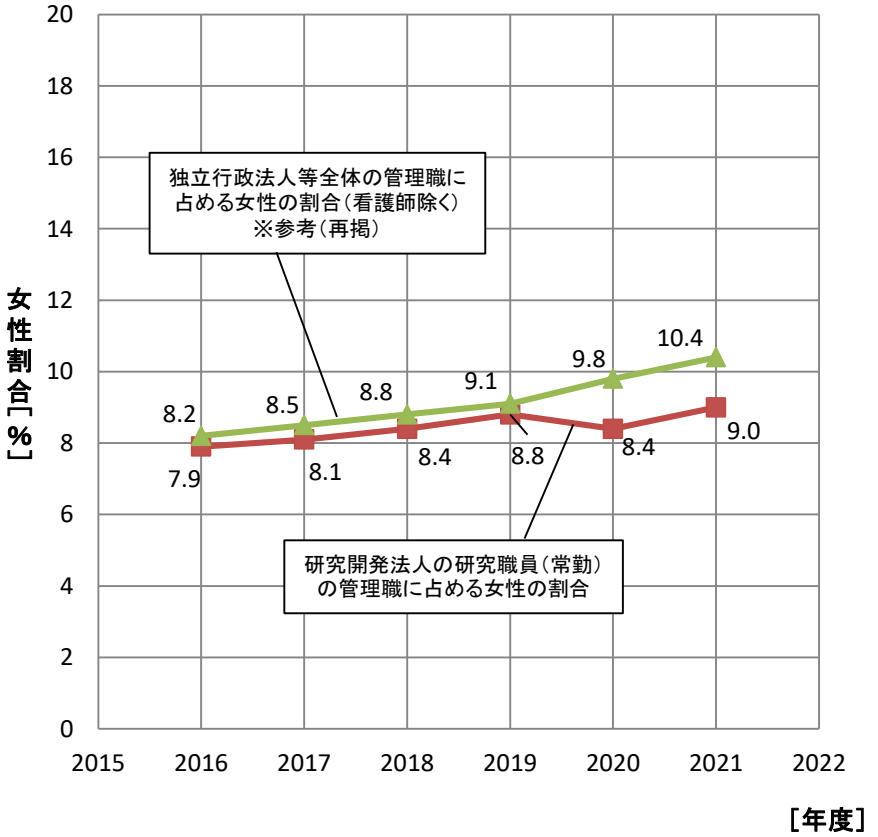

研究職員に占める女性の割合

・研究開発法人の研究職員に占める女性の割合は20.3%。
・研究開発法人の研究職員（常勤）に占める女性の割合は14.7%。

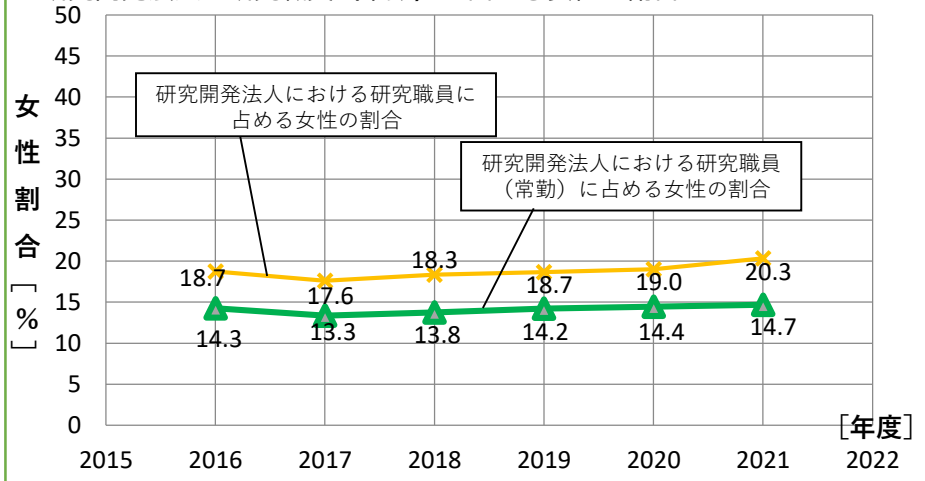

採用者に占める女性の割合

・研究開発法人における研究職員の採用者（新卒・常勤）に占める女性の割合は20.8%。

（備考）各年度４月１日から４月30日までの間に常勤として採用された者。

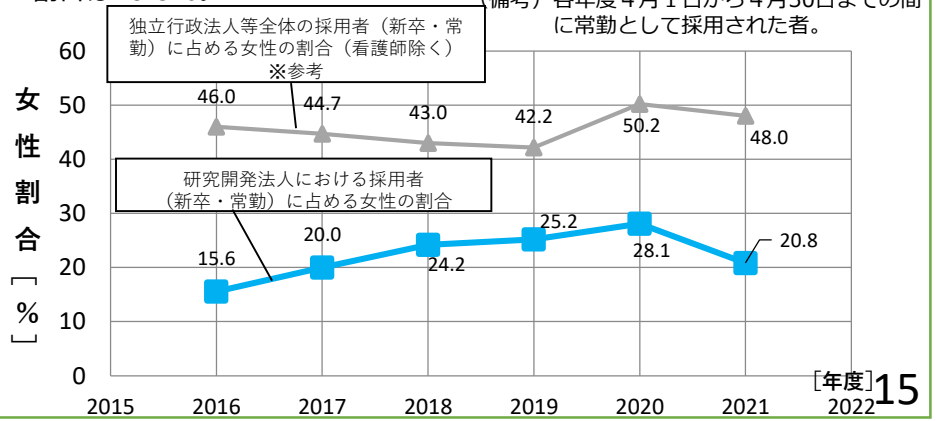

国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

○127の国の審議会等※における2021年９月30日時点の委員等に占める女性の割合等について調査を実施。今年度１回目の調査。

※　国家行政組織法第８条並びに内閣府設置法第37条及び第54条に基づき、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関

委員に占める女性の割合

・委員1,885人のうち女性は798人。女性委員比率は42.3%（昨年度40.7%）
・全体としては、５次計画の成果目標である「40%以上、60%以下」を達成している。

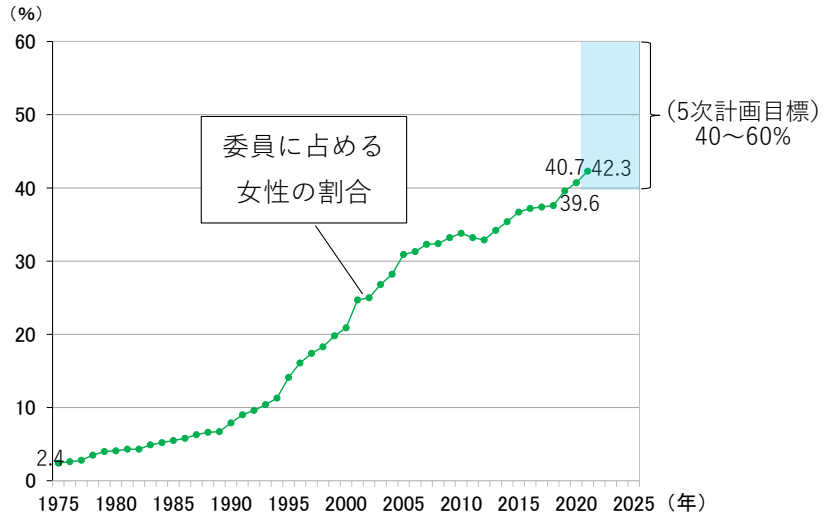

・審議会等127のうち女性委員比率が40%未満の審議会等は22（17.3%）。
・女性委員がいない審議会等はない。

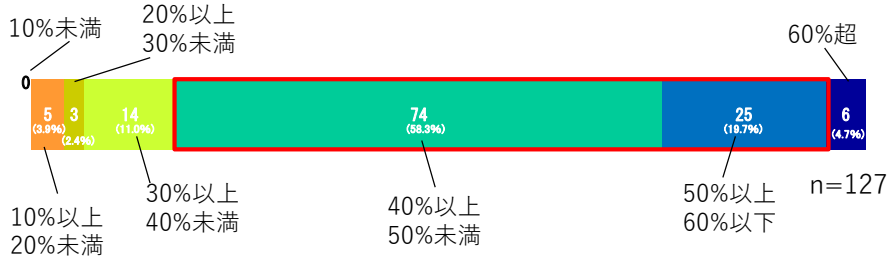

専門委員等に占める女性の割合

・専門委員等7,664人のうち女性は2,477人。女性委員比率は32.3%（昨年度30.3%）
・５次計画の成果目標である「40%以上、60%以下」には及んでいない。

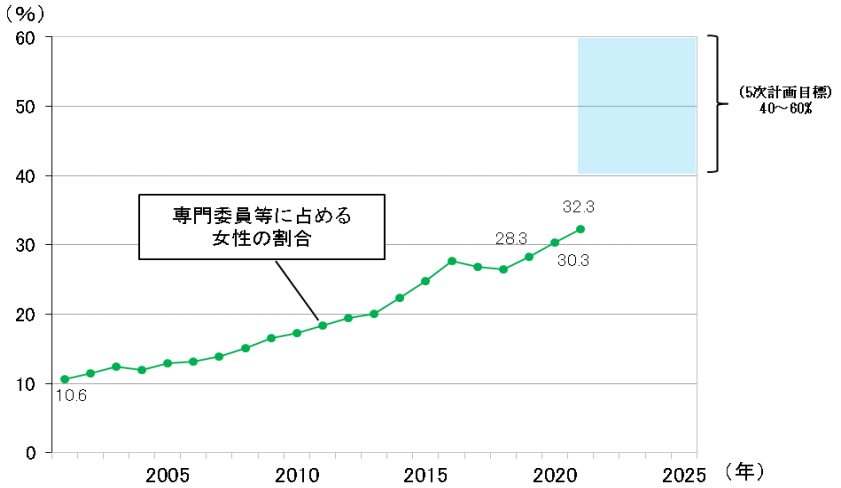

・審議会等127のうち専門委員等を置いている審議会等は72。そのうち女性委員比率が40%未満の審議会等は59（81.9%）。
・女性委員がいない審議会等は、有明海・八代海島総合調査評価委員会及び自動車損害賠償責任保険審議会の２つ。

※　有明海・八代海総合調査評価委員会においては、調査時点で臨時委員の人数は1名であるが、令和3年12月に改選を行って解消となる見込み。
※　自動車損害賠償責任保険審議会においては、次回の改選を令和４年１月に行い、女性比率を40%以上とする予定。

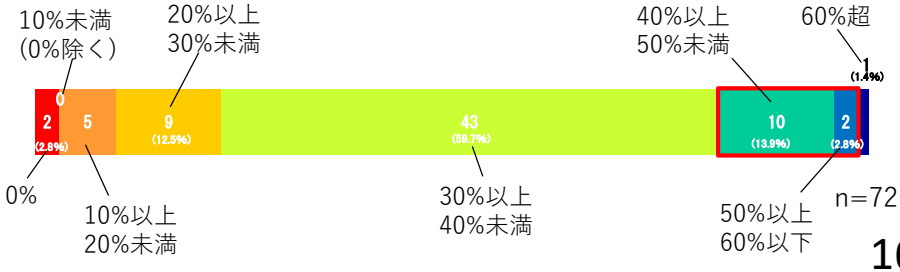

国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

○審議会等委員全体に占める割合が42.3%であるのに対して、職務指定及び団体推薦の委員に占める女性の割合は27.7%にとどまる。
○女性比率が40%に満たない要因については、
①審議会の所掌分野である特定の政策分野において女性の学識経験者等が少ない
②団体推薦や職務指定の委員に女性が少ない
③現行の専門委員等は任命当時の目標であった第4次男女共同参画基本計画の成果目標を踏まえて任命している
等が挙げられた。

※　第４次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）では、委員については５次計画と同水準の40%以上、60%以下とする目標を定めるとともに、専門委員等については2020年までに30%とする成果目標を設定していた。

府省庁	審議会等	女性委員比率(%) ※割合の横の数字は［女性委員/定数］	うち職務指定及び団体推薦	女性専門委員等比率(%) ※割合の横の数字は［女性専門委員等数/定数］
内閣府 (17)	宇宙政策委員会	33.3[3/9]		21.4[9/42]
	民間資金等活用事業推進委員会	44.4[4/9]	0.0[0/1]	35.0[7/20]
	日本医療研究開発機構審議会	62.5[5/8]		
	食品安全委員会	57.1[4/7]		36.7[87/237]
	子ども・子育て会議	48.0[12/25]	33.3[2/6]	44.4[4/9]
	休眠預金等活用審議会	44.4[4/9]		42.9[3/7]
	公文書管理委員会	57.1[4/7]		33.3[1/3]
	障害者政策委員会	33.3[10/30]	34.8[8/23]	28.6[2/7]
	原子力委員会	33.3[1/3]		
	衆議院議員選挙区画定審議会	42.9[3/7]		
	公益認定等委員会	57.1[4/7]		
	再就職等監視委員会	40.0[2/5]		
	退職手当審査会	57.1[4/7]		
	消費者委員会	60.0[6/10]		
	沖縄振興審議会	35.0[7/20]	0.0[0/6]	33.3[2/6]
	規制改革推進会議	50.0[5/10]		40.0[10/25]
	税制調査会	36.8[7/19]		34.8[8/23]
金融庁 (6)	自動車損害賠償責任保険審議会	46.2[6/13]	28.6[2/7]	0.0[0/5]
	金融機能強化審査会	50.0[3/6]		
	金融審議会	44.4[8/18]		40.9[9/22]
	企業会計審議会	46.2[6/13]		29.6[8/27]
	証券取引等監視委員会	33.3[1/3]		
	公認会計士・監査審査会	40.0[4/10]		
消費者庁 (2)	消費者教育推進会議	57.9[11/19]		
	消費者安全調査委員会	42.9[3/7]		39.1[27/69]

国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

総務省 (14)	独立行政法人評価制度委員会	40.0[4/10]		28.6[2/7]
	政策評価審議会	42.9[3/7]		28.6[2/7]
	恩給審査会	44.4[4/9]		
	行政不服審査会	44.4[4/9]		
	情報公開・個人情報保護審査会	46.7[7/15]		
	官民競争入札等監理委員会	46.2[6/13]		33.3[6/18]
	統計委員会	53.8[7/13]		23.8[5/21]
	地方財政審議会	40.0[2/5]	66.7[2/3]	18.8[9/48]
	国地方係争処理委員会	40.0[2/5]		
	情報通信審議会	43.3[13/30]		35.3[73/207]
	電気通信紛争処理委員会	40.0[2/5]	100.0[1/1]	50.0[4/8]
	電波監理審議会	40.0[2/5]	100.0[1/1]	
	総務省国立研究開発法人審議会	33.3[2/6]		31.3[5/16]
	情報通信行政・郵政行政審議会	40.0[6/15]		46.2[6/13]
法務省 (6)	司法試験委員会	42.9[3/7]	33.3[1/3]	
	検察官適格審査会	18.2[2/11]	22.2[2/9]	
	中央更生保護審査会	40.0[2/5]		
	日本司法支援センター評価委員会	40.0[4/10]	20.0[1/5]	
	法制審議会	31.6[6/19]	0.0[0/5]	40.0[38/95]
	検察官・公証人特別任用等審査会	36.4[4/11]	20.0[1/5]	
外務省 (1)	外務人事審議会	42.9[3/7]		
財務省 (4)	財政制度等審議会	40.0[12/30]		36.6[26/71]
	関税・外国為替等審議会	44.8[13/29]	0.0[0/8]	35.3[6/17]
	関税等不服審査会	50.0[10/20]		
	国税審議会	40.0[8/20]		
文部科学省 (10)	国立大学法人評価委員会	44.4[8/18]		37.3[22/59]
	中央教育審議会	41.4[12/29]		34.8[63/181]
	教科用図書検定調査審議会	43.3[13/30]		33.7[82/243]
	大学設置・学校法人審議会	44.8[13/29]	35.0[7/20]	44.2[164/371]
	スポーツ審議会	42.1[8/19]	0.0[0/1]	34.5[10/29]
	文化審議会	51.7[15/29]		35.0[110/314]
	宗教法人審議会	47.4[9/19]		
	科学技術・学術審議会	43.3[13/30]		31.7[173/546]
	原子力損害賠償紛争審査会	40.0[4/10]		12.6[35/277]
	文部科学省国立研究開発法人審議会	50.0[8/16]		35.3[18/51]

国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

厚生労働省(22)	社会保障審議会	40.7[11/27]		37.1[145/391]
	厚生科学審議会	40.0[12/30]	25.0[1/4]	36.6[106/290]
	労働政策審議会	40.0[12/30]		32.0[72/225]
	医道審議会	44.0[11/25]	0.0[0/3]	37.9[110/290]
	薬事・食品衛生審議会	40.0[12/30]	0.0[0/2]	33.7[139/412]
	がん対策推進協議会	40.0[8/20]	0.0[0/1]	
	肝炎対策推進協議会	42.1[8/19]	58.3[7/12]	
	アレルギー疾患対策推進協議会	55.0[11/20]	30.0[3/10]	
	循環器病対策推進協議会	40.0[8/20]	33.3[3/9]	
	医薬品等行政評価・監視委員会	22.2[2/9]	25.0[2/8]	
	中央最低賃金審議会	38.9[7/18]	33.3[4/12]	
	労働保険審査会	66.7[6/9]		
	過労死等防止対策推進協議会	40.0[8/20]	50.0[6/12]	
	成育医療等協議会	50.0[10/20]	33.3[2/6]	
	旧優生保護法一時金認定審査会	62.5[5/8]		
	アルコール健康障害対策関係者会議	42.1[8/19]	0.0[0/1]	
	中央社会保険医療協議会	20.0[4/20]		33.3[3/9]
	社会保険審査会	50.0[3/6]		
	ハンセン病元患者家族補償金認定審査会	40.0[2/5]	100.0[2/2]	
	厚生労働省国立研究開発法人審議会	40.0[6/15]		
	疾病・障害認定審査会	44.0[11/25]	0.0[0/1]	36.8[21/57]
	援護審査会	50.0[5/10]		
農林水産省(8)	農業資材審議会	40.7[11/27]		33.3[18/54]
	食料・農業・農村政策審議会	47.6[10/21]		36.4[51/140]
	獣医事審議会	45.0[9/20]	0.0[0/2]	33.3[22/66]
	農漁業保険審査会	40.0[6/15]		
	日本農林規格調査会	42.9[3/7]		46.2[6/13]
	農林水産省国立研究開発法人審議会	50.0[4/8]		31.8[7/22]
	林政審議会	40.0[8/20]		
	水産政策審議会	40.9[9/22]		40.7[11/27]

国の審議会等における女性委員の参画状況調べ

経済産業省 (12)	消費経済審議会	60.0[3/5]		30.0[3/10]
	日本産業標準調査会	41.4[12/29]		36.8[81/220]
	計量行政審議会	42.9[6/14]		30.0[6/20]
	中央鉱山保安協議会	14.3[2/14]	14.3[2/14]	
	電力・ガス取引監視等委員会	40.0[2/5]		28.6[6/21]
	化学物質審議会	62.5[5/8]		37.5[6/16]
	経済産業省国立研究開発法人審議会	44.4[4/9]		60.0[9/15]
	調達価格等算定委員会	40.0[2/5]		
	中小企業政策審議会	41.2[7/17]	0.0[0/7]	38.3[18/47]
	工業所有権審議会	41.7[5/12]	60.0[3/5]	31.8[7/22]
	総合資源エネルギー調査会	50.0[4/8]		30.0[42/140]
	産業構造審議会	42.1[8/19]		31.7[182/574]
国土交通省 (12)	国土審議会	33.3[10/30]	13.3[2/15]	28.7[54/188]
	社会資本整備審議会	40.0[12/30]		32.9[105/319]
	交通政策審議会	44.8[13/29]		31.2[59/189]
	運輸審議会	50.0[3/6]		42.9[3/7]
	中央建設工事紛争審査会	40.0[6/15]		31.4[50/159]
	中央建設業審議会	40.0[8/20]	33.3[4/12]	20.0[2/10]
	土地鑑定委員会	42.9[3/7]		30.8[4/13]
	国土開発幹線自動車道建設会議	11.1[1/9]	11.1[1/9]	
	中央建築士審査会	50.0[5/10]		
	奄美群島振興開発審議会	36.4[4/11]	0.0[0/2]	
	小笠原諸島振興開発審議会	53.8[7/13]	33.3[1/3]	
	国土交通省国立研究開発法人審議会	40.0[8/20]		33.3[1/3]
環境省 (9)	中央環境審議会	50.0[15/30]		15.1[85/564]
	環境省国立研究開発法人審議会	57.1[4/7]		
	公害健康被害補償不服審査会	50.0[3/6]		36.4[4/11]
	臨時水俣病認定審査会	12.5[1/8]		50.0[1/2]
	有明海・八代海等総合調査評価委員会	40.0[8/20]		0.0[0/1]
	核燃料安全専門審査会	31.6[6/19]		12.5[1/8]
	原子炉安全専門審査会	37.5[9/24]		12.5[1/8]
	放射線審議会	50.0[7/14]		
防衛省 (4)	原子力規制庁国立研究開発法人審議会	16.7[1/6]		
	防衛施設中央審議会	57.1[4/7]		
	自衛隊員倫理審査会	40.0[2/5]		
	防衛人事審議会	25.0[4/16]		
	防衛調達審議会	42.9[3/7]		
全体		42.3	27.7	32.4

地方公共団体の審議会等の女性の参画状況

１．審議会等の委員に占める女性の割合

	女性委員割合	委員数	女性委員数
都道府県	33.4%	38,960	13,003
市区町村	27.6%	597,274	165,087

２．女性委員のいない審議会等

	女性委員のいない審議会等の割合	審議会等数	女性委員のいない審議会等数
都道府県	3.2%	1,732	55
市区町村	13.3%	43,844	5,815

（注１）令和３年度「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」調査（内閣府男女共同参画局）。
（注２）都道府県は法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等のうち、2021年３月時点で内閣府が把握した49審議会等について調査した結果。
（注３）市町村は法律、法令及び条例により設置された審議会等について調査した結果。広域で設置されている審議会等も含む。
（注４）都道府県に置かれた審議会等のうち女性委員のいない審議会等としては、小児慢性特定疾病審査会、都道府県交通安全対策会議、指定難病審査会、救急搬送受入協議会、石油コンビナート等防災本部等がある。

政策・方針決定過程への女性の参画拡大
司法・行政分野の取組

５次計画における司法・行政分野に関する主な成果目標

■「第５次男女共同参画基本計画」（令和２年12月25日閣議決定）における成果目標

＜司法分野＞

項目	現状	成果目標（期限）
検察官（検事）に占める女性の割合	25.4% （2020年３月31日）	30% （2025年度末）

＜行政分野：国＞

項目		現状	成果目標（期限）
国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合		37.0% （2021年４月１日）	35%以上 （毎年度）
国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合		34.1% （2021年４月１日）	35%以上 （毎年度）
国家公務員採用試験（技術系区分）からの採用者に占める女性の割合		25.2% （2021年４月１日）	30% （2025年度）
国家公務員の各役職段階に占める女性の割合			
	係長相当職（本省）	27.7% （2021年７月）	30% （2025年度末）
	係長相当職（本省）のうち新たに昇任した職員	25.5% （2021年７月）	35% （2025年度末）
	地方機関課長・本省課長補佐相当職	13.3% （2021年７月）	17% （2025年度末）
	本省課室長相当職	6.4% （2021年７月）	10% （2025年度末）
	指定職相当	4.2% （2021年７月）	8% （2025年度末）
国家公務員の男性の育児休業取得率		51.4%（※人事院調べ） （2020年度）	30% （2025年）

５次計画における司法・行政分野に関する主な成果目標

＜行政分野：地方公共団体＞

項目	現状	成果目標（期限）
都道府県の地方公務員採用試験（全体）からの採用者に占める女性の割合	38.5% （2020年度）	40% （2025年）
都道府県の地方公務員採用試験（大学卒業程度）からの採用者に占める女性の割合	36.8% （2020年度）	40% （2025年）
都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合		
本庁係長相当職	22.7% （2021年）	30% （2025年度末）
本庁課長補佐相当職	21.3% （2021年）	25% （2025年度末）
本庁課長相当職	13.0% （2021年）	16% （2025年度末）
本庁部局長・次長相当職	7.4% （2021年）	10% （2025年度末）
市町村職員の各役職段階に占める女性の割合		
本庁係長相当職	市町村 35.5% ［政令指定都市 27.6%］ （2021年）	40% （2025年度末）
本庁課長補佐相当職	市町村 29.7% ［政令指定都市 23.1%］ （2021年）	33% （2025年度末）
本庁課長相当職	市町村 18.4% ［政令指定都市17.6%］ （2021年）	22% （2025年度末）
本庁部局長・次長相当職	市町村 10.7% ［政令指定都市 11.3%］ （2021年）	14% （2025年度末）
地方警察官に占める女性の割合	10.6% （2021年４月）	12%程度 （2026年度当初）
消防吏員に占める女性の割合 ※消防本部及び消防署に置かれる職員のうち、階級及び服制を有し、消防事務に従事する者。	3.0% （2020年度）	5% （2026年度当初）
地方公務員の男性の育児休業取得率	8.0% （2019年度）	30% （2025年）

５次計画における司法・行政分野に関する主な成果目標

＜行政分野：国・地方公共団体の審議会＞

項目		現状	成果目標（期限）
国の審議会等委員等に占める女性の割合			
	審議会等委員	42.3% （2021年）	40%以上、60%以下 （2025年）
	審議会等専門委員等	32.3% （2021年）	40%以上、60%以下 （2025年）
地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合			
	都道府県の審議会等委員	33.4% （2021年）	40%以上、60%以下 （2025年）
	市町村の審議会等委員	27.6% （2021年）	40%以上、60%以下 （2025年）

＜行政分野：独立行政法人等＞

項目		現状	成果目標（期限）
独立行政法人等の役職員の各役職段階に占める女性の割合			
	部長相当職及び課長相当職	15.9% （2021年）	18% （2025年度末）
	役員	14.7% （2021年）	20% （2025年度末）

第２部　政策編

Ⅰ　あらゆる分野における女性の参画拡大

第１分野　政策・方針決定過程への女性の参画拡大

２　司法分野

（２）具体的な取組

ア 検察官

① 女性検察官の積極的な登用を進めるとともに、出産・育児休業を経て子育てをしながら勤務する女性検察官や、法務省・他省庁に出向して活躍する女性検察官などのロールモデルとなる女性法曹による教育等を通じ、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組（活躍事例の提供、メンター制度の充実等）を進める。【法務省】

② 継続就業のため、転勤の際に両立環境の整備に配慮するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた具体的施策を着実に推進する。【法務省】

イ 裁判官

① 最高裁判事も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう裁判所等の関係方面に要請する。【内閣府、法務省】

② 多様なキャリアプランがあることを前提に、出産・育児休業を経て子育てをしながら勤務する女性裁判官や、様々な役割を担って各裁判所で活躍する女性裁判官などのロールモデルとなる女性法曹による教育等を通じ、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組（活躍事例の提供、メンター制度の導入等）を要請する。【内閣府、法務省】

③ 継続就業のため、転勤の際に両立環境の整備に配慮するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を着実に進めるよう要請する。【内閣府、法務省】

ウ 弁護士

① 出産・育児休業を経て子育てをしながら執務する女性弁護士や、企業、中央省庁及び地方公共団体等の組織で勤務する女性弁護士など、多様な働き方を実現している女性法曹がロールモデルとなって行う教育等を通じ、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組（活躍事例の提供、メンター制度等の充実等）を要請する。【内閣府、法務省】

② 継続就業のための環境整備に配慮する取組を進め、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を着実に進めるよう要請する。【内閣府、法務省】

③ 弁護士会内部でのクオータ制を含めた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組が更に広がるよう検討を要請する。【内閣府、法務省】

エ 法曹養成課程

① 法科大学院の公的支援の枠組や、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組例を各法科大学院に共有することなどを通じて各法科大学院における女性法曹輩出のための取組を促す。【文部科学省】

３　行政分野

（２）具体的な取組

ア 国の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

（ア）国家公務員に関する取組

① 国の各府省等は、女性活躍推進法に基づき策定した行動計画の仕組みを活用して、取組を積極的に推進する。その際、働き方改革や女性の採用・登用の拡大等について定めた「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」に基づき各府省等が策定した取組計画の内容と整合性を図るものとする。また、各府省等において、数値目標を設定した事項の進捗状況及び取組の実施状況を経年で公表する。【内閣官房、内閣府、全府省】

② 各府省等の取組について、比較できる形での更なる「見える化」を行う。【内閣府】

③ 女性の国家公務員志望者の拡大に資する戦略的広報を積極的に実施する。また、管理職以上の官職も含めた外部女性人材の採用・登用に取り組む。【内閣官房、全府省、（人事院）】

④ 女性職員の登用拡大に向けて、研修や多様な職務機会の付与による積極的・計画的な育成や相談体制の整備、出産・育児期等を迎える前又は出産・育児期等を超えてから将来のキャリアアップに必要とされる重要な職務経験を積ませ、登用につなげるなどの柔軟な人事管理を進める。【内閣官房、全府省、（人事院）】

⑤ 転勤が困難な場合にもキャリアアップが図られるような方策を検討する。【内閣官房、全府省】

⑥ 事務次官等が職員の勤務状況を直接把握した上で、超過勤務の徹底した削減や各種休暇の取得促進を行う。また、テレワークやフレックスタイム制等を活用した働く時間と場所の柔軟化等の働き方改革を進める。【内閣官房、全府省、（人事院）】

⑦ 特に男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得を促すべく、子供が生まれた全ての男性職員が１か月以上を目途に育児休業等を取得できるような環境の実現に向けて、休暇・休業中の体制の準備や業務分担の見直し等を行うなど、業務面における環境整備を行う。また、男性職員の育児等に係る状況を把握し、育児休業等の取得を呼びかける。【内閣官房、全府省】

⑧ 女性職員の活躍及びワーク・ライフ・バランスに関する管理職の理解促進や行動変容を促すため、管理職向けの研修を進める。【内閣官房、全府省】

⑨ 女性職員の活躍及び男女のワーク・ライフ・バランスを進め、限られた時間を効率的に活かすことを重視する管理職を人事評価において適切に評価することを徹底するとともに、多面観察などの取組を通じて管理職のマネジメント能力の向上を図る。【内閣官房、全府省、（人事院）】

⑩ セクシュアルハラスメント防止のための研修の強化やパワーハラスメント防止に関する人事院規則の制定など、ハラスメントの防止対策が強化されたところであり、研修やセミナー、ハラスメント防止週間の設定等の職員に対する一層の周知啓発、苦情相談体制の整備、ハラスメントが生じた場合の被害職員の救済及び行為職員に対する厳正な処分等の迅速かつ適切な措置等を実施する。【内閣官房、全府省、（人事院）】

⑪ 各府省が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診について、女性職員が受診しやすい環境整備を行う。【内閣官房、全府省、（人事院）】

⑫ 治安、矯正、安全保障等の分野で働く国家公務員の女性の採用、育成及び登用並びに生活環境・両立環境の整備を進める。【警察庁、法務省、国土交通省、防衛省】

⑬ 衆議院事務局、衆議院法制局、参議院事務局、参議院法制局及び国立国会図書館並びに最高裁判所等に対し、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、女性の参画拡大・女性の活躍推進に向けた積極的な取組を推進するよう要請する。【内閣府】

（イ）国の審議会等委員等の女性の参画拡大

① 各審議会の女性委員の人数・比率について定期的に調査・分析・公表を行うとともに、女性委員登用が進んでいない場合には、その要因等について各府省等で分析した結果を公表する。【内閣府、関係府省】

② 審議会等委員の選任に際しては、引き続き、性別のバランスに配慮するとともに、団体推薦による審議会等委員について、各団体等に対して、団体からの委員の推薦に当たって格段の協力を要請する。【関係府省】

（ウ）独立行政法人、特殊法人及び認可法人における女性の参画拡大

① 独立行政法人、特殊法人及び認可法人の事業主行動計画の策定を支援するとともに、それぞれの機関の役員や管理職への女性の積極的な登用を推進するよう強く要請する。【内閣府、厚生労働省、関係府省】

イ 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

（ア）地方公務員に関する取組

① 女性職員の活躍に資する以下の取組について、各地方公共団体の実情に即し、主体的かつ積極的に取組を推進するよう要請する。また、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表について、数値目標を設定した項目の進捗状況及び取組の実施状況が経年で公表されることを徹底するとともに、各団体の取組について、比較できる形での更なる「見える化」を行う。【内閣府、総務省】

② 女性職員の登用拡大に向けて、研修や多様な職務機会の付与等による積極的・計画的な育成や相談体制の整備、出産・育児期等を迎える前又は出産・育児期等を超えてから前後に将来のキャリアアップに必要とされる重要な職務経験を積ませ、登用につなげるなどの柔軟な人事管理を促進する。また、女性人材の外部からの採用・登用を促進する。【内閣府、総務省】

③ 原則全ての職員を対象とするフレックスタイム制度の導入・拡充の検討、テレワークの推進等による職場の働き方改革や徹底した時間外勤務の縮減、休暇の取得促進を行う。【内閣府、総務省】

④ 管理職の意識変革を促すとともに、女性職員の活躍及び男女のワーク・ライフ・バランスを進め、限られた時間を効率的に活かすことを重視する管理職が人事評価において適切に評価されるよう促進する。【内閣府、総務省】

⑤ 男性職員の育児等に係る状況を把握し、育児に伴う休暇・休業等の取得を呼びかけるとともに、周囲のサポート体制や代替要員の確保を図り、気兼ねなく育児休業等を取得できる職場環境の整備を促進する。【内閣府、総務省】

⑥ 地方公共団体における女性職員の活躍及び働き方改革の好事例を収集・周知することにより、各地方公共団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を促進する。【総務省】

⑦ 市区町村における旧姓使用に関する規定等の整備状況を令和３年度に調査・公表するとともに、職員が旧姓を使用しやすい職場環境づくりを促進する。【内閣府、総務省】

⑧ 地方公共団体が実施する子宮頸がん検診・乳がん検診について、女性職員が受診しやすい環境整備を促進する。【総務省】

⑨ 非常勤職員を含めた全ての女性職員が、その個性と能力を十分に発揮できるよう、育児休業や介護休暇等の普及・啓発の実施や、ハラスメント等の各種相談体制の整備等を促進する。あわせて、男性に比べて女性の割合が高い非常勤職員について、「会計年度任用職員」制度の趣旨を踏まえ、勤務の内容に応じた処遇が確保されるよう、令和２年度に各地方公共団体における取組状況について調査し、必要な助言を行う。【総務省】

⑩ 治安、消防の分野で働く女性の採用、育成、両立環境の整備及び登用を促進する。【警察庁、総務省】

（イ）地方公共団体の審議会等委員への女性の参画拡大

① 各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する数値目標や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状、女性が１人も登用されていない審議会等の状況等を調査し取りまとめて提供し、審議会等委員への女性の参画を促進する。【内閣府、関係府省】

女性活躍・男女共同参画の重点方針2021（女性版「骨太の方針」）

令和３年６月16日
政 府 決 定

Ⅱ　女性の登用目標達成に向けて　～「第５次男女共同参画基本計画」の着実な実行～

政策・方針決定過程への女性の参画拡大は、社会に多様性と活力をもたらし、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現のために極めて重要である。政府は長年にわたる制度・慣行等によって積み重なってきた男女間の格差の解消に向けて、今こそ取り組まなければならない。具体的には、社会的影響力が大きい行政・経済分野における、現在、そして将来に向けた人材プールの確保を含めた女性の参画拡大を図る。また、暮らしに身近な地域における女性活躍の裾野を広げ、意思決定過程への女性の参画を推進し、将来の人材育成に影響を与える教育分野において女性の登用を加速するなど、あらゆる分野において、５次計画の目標達成に向け、強力に取組を進める。このため、以下の（１）から（７）までに記載した内容を含め、５次計画における女性の登用・採用に関する全58項目の成果目標について、令和３年度及び４年度に取り組む施策を内閣府のホームページにおいて公表し、成果目標の達成に向けた取組と進捗の「見える化」を行う。

（１）政治・行政分野　（抄）

○国、地方公共団体等における女性の登用・採用拡大

女性活躍推進法に基づく特定事業主（国及び地方公共団体）の情報公表内容をランキング形式で公表している女性活躍推進法「見える化」サイトについて、新たに就職活動中の学生等に対してＳＮＳ等を通じた周知・広報を行う。【内閣府】

また、国及び地方公共団体の審議会等委員等に占める女性の割合を令和７年までに40%以上、60%以下とする目標を掲げているところ、これらの目標を達成するため、国の審議会等の女性委員の人数・比率について、令和３年度から調査・公表を年２回に増やすとともに、女性委員の登用が進んでいない場合には、その要因等について各府省等で分析した結果を公表することにより、取組を加速する。地方公共団体の審議会等については、特定の委員会に女性が偏っているといったことがないよう、個別の審議会について現状を公表し、「見える化」されるよう促す。【内閣府】

○各府省所管の独立行政法人等における女性の登用促進

すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議（令和３年３月９日）における総理指示を踏まえた各府省における所管の独立行政法人、特殊法人及び認可法人への要請の状況を取りまとめるとともに、各機関における役員や管理職に占める女性割合等について毎年度調査を実施し、「見える化」を行う。特に、令和４年４月１日時点の状況について、年度明け早期に調査を実施する。【内閣府】

政策・方針決定過程への女性の参画拡大についての要請①

● 2021年３月、最高裁判事も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう、最高裁判所に要請。

府共第133号－2
令和３年３月３日

最高裁判所事務総局人事局長　殿

内閣府男女共同参画局長
林　伴子（公印省略）

政策・方針決定過程への女性の参画拡大について（依頼）

男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

男女共同参画社会基本法に基づき、「第５次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（以下「５次計画」という。）を令和２年12月25日に閣議決定しました。

５次計画では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大について、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」こととし、「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す」こととしました。

また、それぞれの分野において、具体的な取組を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準として、89項目の成果目標を設けました。

つきましては、下記の事項に御留意の上、具体的な取組を積極的に進めていただきますようお願い申し上げます。

記

１．女性裁判官の活躍促進について

現在、裁判官に占める女性の割合は、22.6%（令和元年12月時点）となっています。最高裁判事も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう一層の取組をお願いいたします。また、ロールモデルとなる女性法曹による教育等を通じ、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組（活躍事例の提供、メンター制度の導入等）をお願いいたします。さらに、継続就業のため、転勤の際に両立環境の整備に配慮するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を着実に進めるようお願いいたします。

現在、最高裁判事15名中、女性は２名（13.3%）となっています。最高裁判事に占める女性の割合を高めるためには、裁判官、弁護士、検察官等の各出身分野において候補者となり得る女性の人材育成に取り組んでいただくことが重要であり、最高裁判所におかれましても、候補者となり得る女性裁判官の育成に積極的に努めていただきますようお願いいたします。具体的には、キャリア形成に必要な重要な職務経験を各段階で積ませること等により、将来、最高裁判事の候補者となり得る女性裁判官を積極的に育成いただくようお願いいたします。

２．女性活躍推進法に基づく取組の推進について

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）に基づく事業主行動計画の策定等の仕組を活用し、裁判所の女性職員の参画拡大・活躍推進に向けた積極的な取組を推進するようお願いいたします。

特に、特定事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第24号）が令和元年６月５日に公布され、原則として令和２年６月１日から施行されたことに伴い、情報公表項目が変更となったことに御留意いただくとともに、数値目標を設定した項目の進捗状況及び取組の実施状況を経年で公表いただくようお願いいたします。

また、女性の活躍状況に関する情報について、各区分で複数項目を公表するなど、積極的な公表を進めていただくとともに、取組の一層の推進をお願いいたします。なお、各団体の公表内容については、内閣府の「女性活躍推進法『見える化』サイト」において公表しているところ、今後、主な項目の進捗に係る順位の公表等、更なる「見える化」を進める予定です。

（参考）女性活躍推進法「見える化」サイト
https://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/index.html

政策・方針決定過程への女性の参画拡大についての要請②

● 2021年３月、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組などを、日本弁護士連合会に要請。

府共第133号－3
令和３年３月３日

日本弁護士連合会会長　殿

内閣府男女共同参画局長
林　伴子（公印省略）

政策・方針決定過程への女性の参画拡大について（依頼）

男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進につきましては、平素より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

男女共同参画社会基本法に基づき、「第５次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（以下「５次計画」という。）を令和２年12月25日に閣議決定しました。

５次計画では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大について、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」こととし、「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す」こととしました。

また、それぞれの分野において、具体的な取組を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準として、89項目の成果目標を設けました。

つきましては、下記の事項に御留意の上、具体的な取組を積極的に進めていただきますようお願い申し上げます。

記

１．法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組について

出産・育児休業を経て子育てをしながら執務する女性弁護士や、企業、中央省庁及び地方公共団体等の組織で勤務する女性弁護士など、多様な働き方を実現している女性法曹がロールモデルとなって行う教育等を通じ、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組（活躍事例の提供、メンター制度等の充実等）をお願いいたします。

２．継続就業のための取組について

継続就業のための環境整備に配慮する取組を進め、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を着実に進めるようお願いいたします。

３．積極的改善措置について

弁護士会内部でのクオータ制を含めた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組が更に広がるよう検討をお願いいたします。

４．女性の人材育成について

現在、最高裁判所判事15名中、女性は２名（13.3%）となっており、５次計画においては、最高裁判事も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう裁判所等の関係方面に要請する旨を盛り込み、裁判所へも要請を行ったところです。

特に、最高裁判事については、裁判官、弁護士、検察官等の各出身分野において候補者となり得る女性の人材育成に取り組んでいただくことが重要であり、日本弁護士連合会におかれましても、候補者となり得る女性弁護士の育成に努めていただきますようお願いいたします。

政策・方針決定過程への女性の参画拡大についての要請③

- 2021年２月、衆議院法制局、参議院法制局、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会に対し、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、女性の参画拡大・女性の活躍推進に向けた積極的な取組を推進するよう要請。

府共第92号－1
令和３年２月24日

衆議院法制局法制企画調整部長　殿

内閣府男女共同参画局長
林　伴子（公印省略）

政策・方針決定過程への女性の参画拡大について（依頼）

男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進につきましては、平素より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

男女共同参画社会基本法に基づき、「第５次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（以下「５次計画」という。）を令和２年12月25日に閣議決定しました。

５次計画では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大について、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」こととし、「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す」こととしました。

また、それぞれの分野において、具体的な取組を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準として、89項目の成果目標を設けました。

行政分野においては、将来指導的地位へ成長していく人材の確保に向けた女性職員の育成、女性職員の職域の拡大等の取組を加速することとしています。

つきましては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）に基づく事業主行動計画の策定等の仕組を活用し、女性職員の参画拡大・活躍推進に向けた積極的な取組を推進するようお願いいたします。

特に、特定事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）が令和元年６月５日に公布され、原則として令和２年６月１日から施行されたことに伴い、情報公表項目が変更となったことに御留意いただくとともに、数値目標を設定した項目の進捗状況及び取組の実施状況を引き続き経年で公表いただくようお願いいたします。

また、女性の活躍状況に関する情報について、各区分で複数項目を公表するなど、積極的な公表を進めていただくとともに、取組の一層の推進をお願いいたします。なお、各団体の公表内容については、内閣府の「女性活躍推進法『見える化』サイト」において公表しているところ、今後、主な項目の進捗に係る順位の公表等、更なる「見える化」を進める予定です。

（参考）女性活躍推進法「見える化」サイト
https://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/index.html

政策・方針決定過程への女性の参画拡大についての要請④

- 2021年10月、衆議院事務局、参議院事務局に対し、政治分野における男女共同参画の推進、女性活躍推進法に基づく取組の推進、国の審議会等における委員等に占める女性の割合について、要請。

府共第５８０号
令和３年１０月２８日

衆議院事務総長　岡田　憲治　殿

内閣府男女共同参画局長
林　伴子（公印省略）

政策・方針決定過程への女性の参画拡大について

男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進につきましては、平素より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「第５次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（令和２年 12 月 25 日閣議決定）では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大について、「2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう目指して取組を進める」こととし、「2030 年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す」こととしました。

これを踏まえ、下記の取組を実施してくださいますようよろしくお願い申し上げます。

記

１．政治分野における男女共同参画の推進について

両立支援策をはじめとした男女の議員が活躍しやすい環境整備に際しては、本計画の趣旨を踏まえ、取組を推進していただきますようお願いいたします。

２．女性活躍推進法に基づく取組の推進について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、女性職員の参画拡大・活躍推進に向けた積極的な取組を推進していただきますようお願いいたします。

特に、特定事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）が令和元年６月５日に公布され、原則として令和２年６月１日から施行されたことに伴い、情報公表項目が変更となったことに御留意いただくとともに、数値目標を設定した項目の進捗状況及び取組の実施状況を引き続き経年で公表いただきますようお願いいたします。

また、女性の活躍状況に関する情報について、各区分で複数項目を公表するなど、積極的な公表を進めていただくとともに、取組の一層の推進をお願いいたします。なお、各団体の公表内容については、内閣府の「女性活躍推進法『見える化』サイト」において公表しているところ、引き続き、主な項目の進捗に係る順位の公表等、更なる「見える化」を進める予定です。

（参考）女性活躍推進法「見える化」サイト
https://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/index.html

３．国の審議会等における委員等に占める女性の割合について

国の審議会等における委員等に占める女性の割合について、令和７（2025）年までに 40%以上 60%以下とする成果目標を掲げております。審議会等の委員等の指名に際しては、その旨御理解賜りますようお願いいたします。